

国体委員会

東日本大震災に係る国民体育大会参加資格の特例について(概要)

去る3月11日に発生しました東日本大震災に関連し、多数の方が被災地から避難生活を余儀なくされており、国民体育大会に参加を希望する選手・監督についても、大会参加資格に定める「居住地を示す現住所」等の要件を満たせなくなるなどの影響が懸念されていることから、公益財団法人日本体育協会において「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という）が制定されました。

概要については、以下に記載いたしますが、「本特例」の適用にあたっては、所定の様式を都道府県体育協会に提出する必要があります。

詳細については、都道府県体育協会にお問い合わせください。

1 特例の対象

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県が特例対象県となる。
特例対象県以外で対応が必要となった場合は、個別に扱う。

2 特例の概要

(1)特例対象県を都道府県とする場合の要件緩和

1)特例の適用期間

第66回国民体育大会及び第67回国民体育大会冬季大会とする。

2)特例の対象

被災地からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在他」、または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、震災発生(3月11日)時点での条件がある。

(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

1)特例の適用期間

第66回国民体育大会及び第67回国民体育大会冬季大会とする。

2)特例の対象

被災地からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、震災発生(3月11日)時点での条件及び移動先の都道府県での要件を満たす必要がある。

3 特例の適用に関わる手続き

本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は所定の様式を所属となる都道府県体育協会に提出すること。